

5

独立行政法人工業所有権総合情報館の設立

〔1〕 設立経緯

中央省庁等行政改革の一環として、国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を持つ法人（＝独立行政法人）を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせる「独立行政法人制度」が創設された（平成12年11月独立行政法人通則法制定）。

これを受け、本年4月に、工業所有権公報の収集及び閲覧等を行う独立行政法人工業所有権総合情報館（以下「情報館」）が設立された。

情報館は、明治時代に設立された特許局庶務部図書館を前身とする機関である。当該機関は、爾来114年にわたって、特許公報や関連書籍の閲覧、工業所有権に関する相談への対応などの活動を通じ、工業所有権に関する情報を広く提供してきた。具体的には、特許庁が発行してきた公報類を整備する閲覧室の運営、願書作成等出願人の疑問に答える一般的な相談事業、審査審判図書等の提供を通じた審査審判協力、特許権の流通促進事業を実施してきた。

独立行政法人として新たにスタートを切った情報館はこれまで担ってきた役割を着実に果たすことに加え、独立行政法人制度の特徴である運営の自主性・柔軟性を最大限活用することによって、利用者のニーズを機敏に捉え、より利用者の満足が得られるような、質の高いサービスを提供していくことが期待されている。

〔2〕 独立行政法人工業所有権総合情報館の目標

情報館は、独立行政法人として発足する以前から、急速に進歩するIT技術を積極的に取り入れつつ、年間約10万人にのぼる来館者のニーズに応えるべく、設備・サービスの充実に努めてきた。今後とも一層のサービス向上に向け、具体的に以下のような課題に取り組むことを目標としている。

① 閲覧用機器の性能向上

公報閲覧事業では、利用者ニーズ調査等を通じ使い勝手のよい閲覧用機器の導入や公報検索表示ソフトの開発等を行うことにより、公報情報の提供サービスの向上を図り、効果的な普及を目指す。

② 閲覧資料の充実

審査・審判資料の提供事業では、審査・審判に関する技術文献等の資料を充実させ、国内外の最新の技術水準を利用者が適時に把握できるよう努める。

③ 相談等への迅速な対応

工業所有権相談事業では、技術革新・事業化の速度に適応した機動的な工業所有権の権利取得、権利活用を促すため、工業所有権に関する相談の迅速化を図る。

4 開放特許に関する情報提供の拡大

特許流通促進事業では、開放意思のある特許（開放特許）を企業間及び大学・公的試験研究機関と企業との間において円滑に移転させ、中小・ベンチャー企業の新規事業の創出や新製品開発を活発化させることにより、中小・ベンチャー企業の経営等に寄与するための事業を行う。

a) 人材活用等による特許流通の促進

特許流通促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー）を派遣し、特許流通・技術移転の仲介、相談及び普及啓発を行うとともに、国内の特許流通促進事業の認知度の向上を目的として事業の総合的な説明会（特許流通促進説明会）を各地で開催する。

b) 開放特許情報等の情報提供・活用の促進

開放特許に関する情報提供量を増大させるとともに、簡便な情報提供サービス及び開放特許情報の活用アイデアを提供する。また、企業が新規事業創出時の技術導入・技術移転を図る上で指標となりえる国内特許の動向を分析した特許流通支援チャートの提供を行う。さらに、地域の中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、特許情報検索の専門家（検索アドバイザー）の派遣を行う。

c) 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備

将来の特許流通市場を担う多くの人材を育成するための環境を整備するとともに、我が国の知的財産権を取引する事業の認知度を高める機会及び当該事業者へのアクセス機会の提供を行う。

d) 特許流通に関する調査

特許流通の認知度の向上及び円滑な推進のための環境について、国内外の現状を調査・分析する。また、情報館の既存事業の見直しの参考とするため、当該事業の国内の評価や認知度について調査を行う。

